

会津若松市景観計画（策定）案・会津若松市景観条例（改正）案に関する
パブリックコメントの結果

- 1 募集期間
平成28年9月16日（金）～平成28年10月17日（月）
- 2 周知方法
 - ・市政だより、市のホームページによる広報
 - ・市政情報コーナー、各支所、各市民センターでの閲覧
- 3 提出方法
持参（1名）
- 4 意見提出者数
1名
- 5 意見件数
1件
- 6 意見の要旨と市の考え方

No.	項目	案に対する意見	意見に対する市の考え方
1	会津若松市景観計画（案）資料編 景観基準色（案） について	<p>外壁色、屋根色の基調色・準基調色について</p> <p>①もっと幅広く色を採用できるようにしてほしい</p> <p>②屋根の色は深緑や濃紺も選べるようにしてほしい</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイルやレンガの色に合わない ・コンクリートの色も低い部分には使用できるようにしてほしい ・農村部の屋根等は山の色に合わせるべき 	<p>景観基準色（案）は周辺景観へ大きな影響を及ぼす大規模建築物等を対象としており、周辺景観との調和を図った色彩の基準としております。</p> <p>また、基調色は外壁・屋根などの大面積を占める色彩を対象としており、基調色・準基調色以外についても部分的な使用やアクセント色としての使用は可能となっております。</p> <p>景観重点地区「鶴ヶ城周辺地区」等においては、景観形成基準として各地区の特性に応じた色彩基準などにより、一定規模以上の建築物等に対する周辺景観との調和を図った設定としております。</p>